

**平成 19 年度  
平成 20 年度**

**日野市食育推進計画  
評価結果報告書**

**日野市食育推進会議**

**平 成 2 2 年 3 月**

## 目 次

1. 平成19、20年度日野市食育推進計画の評価結果について	1
(1) 個別事業の評価結果	2
(2) 計画全体としての評価結果	6
2. 食育推進計画における大項目ごとの評価コメント（意見）	8
3. 計画全体についての評価コメント（意見）	12

## 資料

日野市みんなですすめる食育条例	14
日野市食育推進会議の概要	18

## 1. 平成 19、20 年度日野市食育推進計画の評価結果について

日野市食育推進会議（以下「会議」という。）は、日野市みんなですすめる食育条例第14条第2項に基づき審議を行なった。

その結果、平成 19 年度、20 年度における事業進捗状況の評価について下記のとおり報告する。

### 記

#### （1）個別事業の評価結果

##### ＜評価結果＞

別表1（2～4頁参照）のとおりとする。なお、同表には、会議に提出された資料である各事業担当課（主管課）の評価点数、庁内評価点数も参考のため掲載した。

##### ＜評価方法及び対象事業の選定方法＞

日野市食育推進計画書（以下「計画書」という。）の23頁から27頁に掲載された84の事業の中から、次の①から③の基準により進捗状況の評価を行う対象を30事業に絞ることとした。

理由として、評価対象を主要な事業に絞り込むことで、限られた時間の中で、より具体性を持った評価をすることができると考えたためである。

##### ＜主要な事業に絞り込む基準＞

- ① 3つの重点推進事業と5つの数値目標に該当する事業はすべて選ぶ。
- ② すべての食育推進担当課から選ぶ。
- ③ 小項目ごとの事業は必ず1つ以上選ぶ。

事業の選定に際しては①②を優先し、③については、②で選定した事業を勘案した上で、食育推進の観点から重要と思われる事業を選定した。

選定した30事業について、個別事業の進捗状況評価を行った後、大項目ごとの評価、計画全体の評価を行った。

別表1 食育推進計画個別事業の評価結果

小項目 大項目 事項名	19年度評価点数		20年度評価点数		大項目ごとの 平均評価点数 (平成22年度以上)		※事業の進捗状況についてのコメント	
	主幹部 評価点数	内担当会員 評価点数	主幹部 評価点数	内担当会員 評価点数	主幹部 評価点数	内担当会員 評価点数		
<b>（1）「丁寧さ」で明るいこころの育成</b>								
<b>（2）保育園、幼稚園を通じた食育支援</b>								
① 保護者向け販賣事業（幼稚園）	No.2	総務課	4.0	4.4	4.1	5.0	4.9	
② 保護者向け販賣事業（小学校）	★No.3	保健課	4.0	3.9	3.9	5.0	4.8	
③ 幼稚園、幼稚園への食育支援	No.10	総務課	4.0	3.9	3.8	5.0	3.8	
④ 幼稚園、幼稚園・保育園の統合化運動	★No.6	保健課	4.0	3.9	4.1	5.0	4.3	
⑤ 子ども家庭支援センターにおける取組み	No.14	子育てセンター	5.0	4.9	4.8	5.0	4.9	
⑥ 「ママバハ」世代の食生活を児童七 う・アラカルトランチの充実	No.15	保健課	5.0	5.0	4.9	5.0	4.8	
<b>（3）保護者、幼稚園へ就園前の子どもたちへの食育支援</b>								
<b>（4）安全管理で安心して就園するための</b>								
① 「ひの野菜給食実現の測定」	No.17	学級担任	/	/	5.0	4.3	4.4	
② 「日野産野菜や季節野菜などの利用促進	No.22	学級担任	5.0	4.8	4.8	5.0	4.8	
③ 学校給食用地野菜など契約栽培地の利用促進	★No.27	産業農業課	5.0	4.9	4.9	5.0	4.9	
④ 学校、児童園、私立幼稚園などにおける食育推進	No.33	保健課	4.0	4.1	3.9	5.0	4.6	
⑤ 豊富な知識によるCOP推進事業～ ～発送先へ情報発信～	No.36	ごみゼロ世帯課 (学校)	5.0	4.8	4.8	5.0	4.8	
⑥ 「食べくらべ」ゼロの取り組み～ ～ごみゼロによる食育の向上～	No.40①	子育て課	5.0	4.9	4.8	5.0	4.9	
⑦ 体験による食の重要性の理解の促進	No.40②	保健課	5.0	5.0	4.8	5.0	4.8	
⑧ 保護者会議の促進	No.40③	学級担任	3.0	3.0	3.3	4.0	3.4	
⑨ 体験学習の推進	No.41①	学級担任	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
⑩ 体験学習の推進	No.41④	源土保持課	5.0	4.8	5.0	5.0	4.8	

[評価点の基準]  
5…満足度(最高) 4…おおむね満足度(70%~100%未満) 3…一部満足(50%~70%未満) 2…行内担当内食育推進会での評価点  
大項目は該当する場合のみを複数選択できる事項  
＊項目は該当する場合のみを複数選択できる事項

評価点=行内食育推進会での評価点  
指標要員=日野市企画部企画課

S…満足度(最高) 4…おおむね満足度(70%~100%未満) 3…一部満足(50%~70%未満) 2…行内担当内食育推進会での評価点

別表1 食育推進計画個別事業の評価結果

大中 小 項目 項目	事業名	実施地 内実施 外実施事業 外由は該当する事業	19年度評価点数			20年度評価点数 主幹課 評価点数 内実施会員 評価点数	派遣会員 評価点数 評価点数	大項目ごとの 平均評価点数 (平成20年度 点数による)	※事業の達成状況についてのコメント
			主幹課 評価点数	内実施会員 評価点数	派遣会員 評価点数				
<b>■ 1. 学校で運営するおいしい食育づくり</b>									
④ 「子ども料理コーデスト」の開催	No.49	中央市立幼稚園	4.0	4.3	4.0	4.0	4.5	4.4	・学校給食関係者だけではなく、市民の食生活関係者の協働を考えてはどうか。
⑦ 食と健康の情報発信	No.52	福島県	4.0	4.3	4.1	4.0	4.4	4.1	・20年度が19年度の健康会議より少なくなっているのは現念である。
② 食仕事期「老年内科メタボリックシンドロームの減少 (ドーナツの減少) (教組5件対象事業)	★No.58	福島県	4.0	4.1	4.1	4.0	4.1	4.1	・健康フェアにおける来場者、市民の興味が多くなっており、今後も期待される。 ・健康フェアの一例的な認知度をあげるべきである。
② 小学校の生活習慣病検診	No.57①	半田県							
③ 高齢者の食生活と健康づくりの支援 (支援者、リターンニアの食生活と健康づく り支援)	No.58	福島県	4.0	4.4	4.3	4.0	4.5	4.6	・高齢者福祉施設等における取組みを考えることも必要である。
② 高齢者配食サービスの実施	No.59	高崎市立病院	4.0	4.0	4.1	4.0	4.0	4.3	・屋食を保健園の子どもたちと一緒に食べるのもよい。
④ 実施地要奨励金制度の認定	★No.61	全実施会員	5.0	4.9	4.0	2.0	2.0	2.3	・認定スクールの作成までには至っていないが、この必要性について検討すべきである。
⑤ 地域の方の義理	No.7①	產業興業銀	5.0	4.6	4.3	5.0	4.5	4.3	・農の学校は今後の展開が期待できる。 ・私立保健園開園だけで、20名以上の災害土が生産しているため、協働の方法を考えてみたらどうか。
<b>■ 2. レターフード取組会員</b>									
① 横尾、ロゴマーク事業	No.72	産業興業銀	4.0	3.6	3.6	4.0	3.8	3.6	
④ 市内図書館「Let's食育コーナー」	No.72②	図書館	4.0	3.8	3.9	4.0	3.8	3.6	
② 日野農業伝承センター(日野べーんばーたーべー)	No.78	産業興業銀	5.0	4.6	4.4	5.0	3.9	4.3	
③ 食育に関する取り組みの連携	No.79	産業興業銀	5.0	4.6	4.4	5.0	3.9	4.3	
③ 食による国際交流の推進	No.79	企画監修課	5.0	4.3	4.3	4.0	3.8	3.9	
④ 安心・安心な食の推進	No.84	産業興業銀	5.0	4.9	4.4	5.0	4.6	4.4	・産業興業銀等を通じた安全安心に対する取組は評価できる。

## (2) 計画全体としての評価結果

### <評価結果>

日野市食育推進計画（以下、「計画」という。）にある、平成19年度、20年度に実施を計画していた各事業の進捗状況からみて、計画全体として概ね順調に推進できている。

### <評価方法>

上記の評価結果を導き出した根拠は以下のとおりである。

日野市食育推進計画に示されている84事業のうち、評価対象とした30事業について、4つの大項目に分類を行い、項目ごとの評価点数の平均点数を算出し（平均評価点数）、それらを参考に計画全体の評価をすることとした。（別表2）

なお、会議では、個別事業の平均評価点数による評価が妥当性のある正確な評価となるのかという議論を行い、その結果、項目ごとに算出した平均評価点数は実際の個別事業の進捗状況と掛け離れたものではなく、計画全体の評価をする上で客観的な評価点数として妥当性があると判断している。

平均評価点数の算出にあたっては、各項目に含まれる個別事業の平成20年度の評価点数を算出基礎点数とすることとした。

#### 【別表2】大項目ごとの評価点数の平均評価点数

大項目1 家庭における食育の展開	4.78点（6事業平均）
大項目2 学校、児童館、保育所などにおける食育の展開	4.53点（10事業平均）※
大項目3 地域における食育の推進	4.01点（8事業平均）
大項目4 その他	3.60点（5事業平均）

※本来11事業であるが、19、20年度を予定しておらず、事業実施をしていない事業が1つ含まれ、当該事業については、評価しないこととなっているため、分母から除いている。

また、点数の評価基準については、個別事業の進捗状況を評価する際の評価基準を用いることとした。（別表3）評価基準は、以下のとおりである。

#### 【別表3】

- 5点……順調（100%）
- 4点……おおむね順調（70%以上100%未満）
- 3点……一部遅延（50%以上70%未満）
- 2点……大幅遅延（0%超50%未満）
- 1点……未実施（0%）

- ※ 計画で本来実施すべき事項をどれだけ実施していたかを評価するものである。
- ※ 実施するべき年度でない事業を（計画どおりに）実施していない場合は「評価しない」とする。

大項目ごとの平均評価点数は、いずれも小数点第1位を四捨五入すると4~5の点数となることから、平成19、20年度における事業全体の進捗状況を「おおむね順調」と判断することとした。

大項目及び計画全体に対する各委員の意見等については、内容が多種多様であることから意見集約が困難であり、まだできるだけ個別の意見を尊重したいという観点から、委員氏名を削除した上で、意見を内容ごとに分類した上で報告することとした。

## 2. 食育推進計画における大項目ごとの評価コメント（意見）

### 大項目1 家庭における食育の展開について

#### 〈進捗状況の感想〉

- ・保育所、幼稚園等では行政各部署ならびにそれぞれの機関で独自に食育が推進されており、効果が期待できる。
- ・離乳食教室、マタニティクッキングなど関心度は高いようなので、今後も維持していく方向でよいかと思う。
- ・健康課の保育付き講座は好評のようなので、継続してほしい。
- ・事業の進捗状況は概ね順調と思います。欠食、孤食をなくし、楽しく食事をとる事が、まず第一目標で、次に食事内容の充実が大切かと思います。この方向で事業が展開されなければ良いと思います。
- ・就園前の乳幼児を対象とした事業は誠に難しいと思います。

#### 〈今後の方向性〉

- ・今後は家庭の中でどのように意識向上につなげていくかを検討することが重要である。
- ・保護者への朝食がいかに大事かの教育を機会あるごとに啓蒙する。朝食を食べるのが当たり前である。
- ・栄養のバランスも良く、日本の伝統食でもあるお米を中心とした食事をもっと家庭に積極的に取り入れるよう推奨していけたらと思う。
- ・幼児期の食育はとても大切なので力を入れていってほしいです。
- ・健診時の食育活動は、重要かつ基本となるものなので、今後も充実させてほしいと思います。

#### 〈新たに考えられる個別の事業〉

- ・保護者（特に若年層の）に家庭における行事食の講習会を開くこと。
- ・ふだん忙しくてなかなかお父さんとも遊べない子もいると思うので、お父さんと子供で作るお楽しみ料理教室等も良いと思う。
- ・離乳食教室の前に食育講習をすることにより、実習で更に身になると思います。
- ・就園前の幼児たちがプレルームで親子農園を体験できたりすると、子供が楽しく、食べ物に興味を持てるきっかけになると思います。
- ・若年世代（パパママ）のマタニティクッキングは、これから生まれる子供のための食育につながりますが、若年世代の妊娠前の食生活を見直すことも大切だと思います。若年世代の食育がその場限りにならないために、料理の紹介や食育情報を定期的に携帯に情報発信できると良いと思います。
- ・家庭で食育をどの様に考え、どの様に行っているかのアンケート等の方法で情報収集を行なう。

#### ＜その他＞

- ・食事は、ただ食べるだけでなく食卓に一輪の花をかざったり、ランチョンマットをしいたりして食べる楽しみも提案していけたら良いと思う。
- ・民間保育園も可能なことは協力したいと思いますのでよろしくお願いします。

### 大項目2 学校、児童館、保育所などにおける食育の展開について

#### ＜進捗状況の感想＞

- ・学校、児童館、保育所などにおける取組は十分なされている。なお、現在、私立幼稚園などでも食育の取組がされており効果が期待される。
- ・1つの事業で行政の各部署での個別の評価となっている事業があるが、個別のほうがいいのか、全体として評価したほうがいいのか評価方法を検討する必要がある。
- ・今、掲げられている推進計画を充実していけたら良いと思う。

#### ＜今後の方向性＞

- ・地場産農作物の供給方法や農家や農地面積の減少を止める施策を実行する必要性がある。
- ・学校間の格差、温度差の是正。
- ・小学校の給食だよりもっと活用できると良いと思います。家庭で出来る簡単な献立と作り方の紹介や簡単な朝食メニューを載せたり、子供も楽しく読めるような内容だと親子の食育に繋がると思います。
- ・児童館の土曜日ランチなどは、とても興味深いです。子供の居場所作りとともに、食育を子供から親へ発信していけると思います。  
親子クッキングや中高生の食育にもう少し力をいれても良いと思います。これから先、回数を増やしていくってほしいです。
- ・イベント的に食育を捉えるのではなく、継続的に食育を展開していくことが求められているのではないか。昔は家庭で自然にできたことを昨今は学校でという風潮は歓迎されることではないかもしれないが、時代が変わった今、学校で特に学童期に食育をひとつの教科として教育していく必要性を感じる。

具体的には

- ① 家庭科の調理実習で直接子どもたちに伝え、間接的に各家庭に伝承していく、
  - ② 米飯給食で地産地消を推進していく、
  - ③ 自分の弁当づくりと後片付けを各家庭で子どもたち自身が行う「弁当の日」を日野市でも実施していったらどうか。
- ・単なるスローガンを掲げるだけの事業にならない様、食に対する感謝の念が育つ様な事業が望まれます。  
例えば、実際に野菜づくりを体験する等はとても良いと思います。そしてその後のレクチャーが重要なポイントなので、その点にも力を入れて進めてほしいです。
  - ・その他食事バランスガイドで示されている内容を年齢層別に分りやすく理解させる工夫

をもっと推し進めてほしいです。（3色の食べ物の次は量と質を具体的に把握できる方法の指導など・・・）

- ・学校や施設等で、地産・地消を学ぶことは大切です。公立施設から取組を始めたのは分かりますが、そろそろ民間施設との協働を推進してください。

#### ＜新たに考えられる個別の事業＞

- ・地元野菜の活用は学校から至近距離の生産者と契約栽培システムを構築する。
- ・学校はPTA、児童館、保育所日時を定めて食育の話し合いを行なって行く。

### 大項目3 地域における食育の展開について

#### ＜進捗状況の感想＞

- ・農の学校、市民農園など農業体験の充実を図ることを継続して欲しい。
- ・食と健康についての情報（食物アレルギーも含め）事業をこのままもっと進めるとよいと思います。

#### ＜今後の方向性＞

- ・地域における食育の推進では内容等を精査し、無理がないよう、また職員の負担が多くならないように継続して推進する必要性がある。
- ・地域とともに事業を開拓するのは、誠に至難のワザと言えます。関係諸団体との横の連携が薄いような気がします。協働の相手・組み合わせを変えてみては。

#### ＜新たに考えられる個別の事業＞

- ・元気なお年寄りを招いて、得意な料理を学ぶ会を開催したらおもしろいと思います。（自治会単位・保育園・他……）
- ・市民食堂で月1回位骨粗鬆症の検査等の簡単なものを実施し、PRとともに市民の自覚をうながしてはどうか。（その日のテーマにあったメニューを当日つくる）
- ・子供達が作った料理を地域のお年寄りの方達を招待して共に食事をする事で、地域の方達とのコミュニケーションをはかる。
- ・高齢者ばかりでなく、働いている男性が参加できる教室を作ってもいいと思います。
- ・日野の農業を市民として支えていきたいので、日野産の農産物が手軽に購入できるような工夫が欲しい。
- ・日野産野菜を使用した料理教室を行なう。（春野菜、秋野菜～年2回行なう）  
（◎産業課（みちくさ会）に協力をお願いする。）

#### ＜その他＞

- ・栄養士や管理栄養士で足りてしまうの中で、食に関する資格を持っていても活躍の場がないのが現状です。活躍できる場の設置は期待しています。

#### 大項目4 その他の展開について

##### ＜進捗状況の感想＞

- ・日野農業応援チーム「日野グリーンソーター」のさらなる発展を期待する。

##### ＜今後の方向性＞

- ・飲食店営業者の地元野菜の活用においても至近距離の生産者から納入することから始めると良いと思います。
- ・日野産の農産物の直売所情報が市民により身近に感じられるようにして欲しい。
- ・ぐりーんソーターズ事業がもっと浸透するといいと思う。

##### ＜新たに考えられる個別の事業＞

- ・直売所を1つにまとめてマルシェ（市場）を定期的に開催して、地産地消、市の活性化に繋がると思います。
- ・市民会館にて年1回又は2回食育に関するシンポジウムを開催、又、農産物の大切等の講演を行なう。

### 3. 計画全体についての評価コメント（意見）

＜平成 19、20 年度の進捗状況の評価を終えて、全体としてどのように感じたか。＞

- ・日野市は国内各市町村に比べ、多くの市民、農家、行政、その他関連機関が連携して食育が推進されている市であることが理解できる。しかしながら、事業の数や内容等を吟味することが重要である。

＜平成 19、20 年度の計画全体として進捗状況をどのように感じたか。＞

- ・各課ともよくやっていると思います。根気よく継続することだと思います。
- ・19年度より20年度と少しずつではあるが、評価も良い方向へと展開しているので、良い傾向だと思う。

＜今後の食育推進の施策の方向性についての提案、感想＞

- ・施策の方向性は今のままで良いと思う。
- ・食育は、地域、社会、学校の連携が必要なものなのに、それそれがバラバラに活動しているように思います。もっと連携して、良い形、良い方向にいってほしいと思います。いろいろな活動が、食育推進の目的で行われていることを参加者に伝え、講習、実習で身になれば良いと思います。
- ・妊娠中と乳児期は親も食事には気を遣い、離乳食教室などは盛況のようであるが、学童期に入る頃、段々と手がかからなくなるにつれて手を抜き始める傾向にあるのではないか。しかしながら、子どもたちに直接語りかけるには、この時期が一番素直に受け入れられ、食育が浸透しやすい時期でもあるかと思う。中学、高校になると行動範囲も広がり、極端な瘦身願望や偏った健康情報（例えば〇〇ダイエットなど）に惑わされて成人を迎えることになると思う。そうなる前に学童期の食育に特に力を入れていったらどうか。学校給食というのは、もはや食の供給という意味合いは薄れているので、食の流通のしくみや行事食など文化を伝えることに重点を置いていくことを提言したい。
- ・食育という言葉だけが独り歩きしないよう、常に基本方針にそって内容のある事業が展開されることを望みます。

＜評価方法などのについての提案、感想。＞

- ・評価方法などは今のままで良いと思う。
- ・食育推進計画の中に数多くの良い事がいっぱい掲げられているので、間口を広げるではなく、計画されている事をより良い物にしていけるよう内容を充実していけたらと思う。
- ・事業項目が多くないので、もっと項目を絞りそれらの事業内容を充実していく方向にしたほうが良いと思います。

＜市民として、あるいは所属団体としての立場から、市と協力して何ができるか。＞

- ・生産者と商工会との連携を密にして地元の食品（加工品）を作り、商業ベースにのせたい。
- ・医師として医療現場で個々の患者さんに、出来るだけ食育アドバイスをしたいと思います。

＜その他＞

- ・食育推進に対して、食教育の分野では、学校教育とその他との縦割り問題。その他の施設では、公立私立等の施設種別の問題が今後の課題として考えられる。
- ・また、地産・地消の問題と、関係諸団体の協働不足。問題点は明確になっていると思います。さらなる推進・改善が必要です。

# ○日野市みんなですすめる食育条例

平成 21 年 3 月 31 日  
条例第 6 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 基本となる事項(第 4 条—第 13 条)

第 3 章 推進体制(第 14 条)

### 付則

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくることが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畠を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります。家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

## 第 1 章

### 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、日野市(以下「市」といいます。)の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。
- (2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。
- (3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜(りんごなどの果物、卵を含みます。)をいいます。
- (4) 食育計画 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第 1 項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。
- (5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。
- (6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。
- (7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館(学童クラブを含みます。)をいいます。
- (8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。
- (9) 農業者 農業(畜産業を含みます。)を営む人をいいます。

- (10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。
- (11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。
- (基本理念)
- 第3条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。
- (1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。
- (2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。
- (3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。
- (4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

## 第2章 基本となる事項

- (市の責務)
- 第4条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。
- 2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。
- 3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。
- 4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。
- 5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。
- 6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。
- 7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。
- 8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るように努めます。
- 2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てるここと、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。
- (保護者等の責務)
- 第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むように努めます。
- 2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

- 第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。
- 2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法(昭和29年法律第160号)を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通して実践的な取組が行え、

教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。

- 3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。
- 4 教育委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。

- 2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
- 3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。
- 4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。
- 5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しみを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようになるとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。

- 2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。
- 3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
- 4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。
- 5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。
- 6 児童館(学童クラブを除きます。)は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。
- 7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつの提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。

- 2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。

- 2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。
- 3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。
- 4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

(東京南農業協同組合の責務)

第 12 条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。

- 2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。
- 3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率 25 パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

(食品関連事業者の責務)

- 第 13 条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。
- 2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。
- 3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

第 3 章 推進体制

(日野市食育推進会議)

第 14 条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第 33 条第 1 項の規定により、日野市食育推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。
  - (1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。
  - (2) 食育計画の作成に関すること。
  - (3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。
- 3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員 8 人以内で組織します。
  - (1) 公募市民 3 人以内
  - (2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5 人以内
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。
- 6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。
- 8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。
- 9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。
- 10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。
- 11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。  
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正します。  
〔次のように〕 略

## 日野市食育推進会議の概要

### 1 日野市食育推進会議委員名簿

任期　自 平成 21 年 9 月 1 日　至 平成 23 年 9 月 30 日

氏 名	委 員 種 別・(所 属)
○ 揚 石 國 臣	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市商工会代表・株式会社ベル・ハート代表取締役)
天 野 武 雄	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市農業委員会代表・会長)
岡 積 昌 子	公募市民
鹿志村 紀美枝	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市医師会代表・もぐさ園三沢台診療所医師)
佐 藤 友 美	公募市民
◎ 白 尾 美 佳	食育に関する知識や経験を特に有する人 (学識者・実践女子短期大学准教授)
須 田 りつ子	公募市民
吉 富 正 敏	食育に関する知識や経験を特に有する人 (私立保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長)

(氏名の 50 音順、敬称略。◎：会長、○：副会長)

(所属は平成 21 年 9 月現在のもの)

### 2. 会議の経過

開催回数 3回

開催回数	開催年月日	内容
第 1 回	平成 21 年 12 月 2 日	評価方法についての検討他
第 2 回	平成 22 年 1 月 25 日	個別事業の評価点の検討他
第 3 回	平成 22 年 3 月 12 日	総括・計画全体の評価の検討他